(6)　調整項目に係る参考事項

a　「少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。

b　「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものの額のうち普通出資等Tier１資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

c　「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）の額のうち普通出資等Tier１資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

d　「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額のうち普通出資等Tier１資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

(7)　Tier２資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項

a　「一般貸倒引当金に係るTier２資本算入上限額」とは、信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法を採用した場合にあっては、自己資本比率告示第百二十九条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額をいう。

b　「適格引当金に係るTier２資本算入上限額」とは、内部格付手法を採用した場合において、自己資本比率告示第百二十九条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額をいう。

(8)　資本調達手段に係る経過措置に関する事項

a　「適格旧Tier１資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示（農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁・農林水産省告示第十二号）をいう。以下同じ。）附則第三条第一項の規定に従い、同項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier１資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

b　「適格旧Tier２資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第二項の規定に従い、同条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier２資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

○金融庁・農林水産省告示第九号

農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十六条の規定に基づき、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁・農林水産省告示第十七号）の一部を次のように改正し、平成二十五年三月三十一日から適用する。

平成二十五年三月二十八日

金融庁長官　畑中龍太郎
農林水産大臣　林　芳正

附則第二条中「農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準」の下に「（次条において「新告示」という。）」を加える。

附則に次の一条を加える。

（適格中央清算機関に係る経過措置）

第三条　この告示の適用の日から平成二十六年三月三十日までの間における新告示第一条第六号の三の規定の適用については、同号中「提供している者」とあるのは、「提供している者又は提供しようとする者」と読み替えるものとする。

○経済産業省告示第六十八号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六条及び第百十四条第一項の規定に基づき、鉱業労働災害防止計画を次のとおり定めたので、同法第八条及び第百十四条第一項の規定に基づき告示し、平成二十五年四月一日から施行する。これに伴い、平成二十年経済産業省告示第四十七号は、廃止する。

平成二十五年三月二十八日

経済産業大臣　茂木　敏充

第十二次鉱業労働災害防止計画

鉱山保安は、人命尊重を基本理念とし、鉱山災害の根絶を図ることをその最終目標とするものである。鉱山災害の防止に関しては、昭和二十四年の鉱山保安法施行以来、各般に亘る保安確保対策を積極的に推進してきたところであり、関係者の努力と相まって災害の発生件数、度数率及び強度率ともに中長期的には大幅に減少してきた。

現行の鉱山保安法は、災害発生件数の減少や発生要因の変容等を背景に、国の関与を最小限のものとし、鉱山における保安確保に当たって民間の自主性を主体とするとの観点から、リスクマネジメントの手法を法体系の中に導入している。具体的には、鉱業権者（租鉱権者を含む。以下同じ。）に対し、保安上の危険の把握（現況調査等の実施）とその結果に応じた措置の立案・実施・見直し（措置の保安規程への反映）を義務付け、現場の実情に即したＰＤＣＡ（Plan（計画）―Do（実施）―Check（評価）―Act（改善））サイクルが定着し、鉱山において「マネジメントシステム」として自律することを目指している。

しかしながら、これが全ての鉱山に定着し有効に機能して継続的な保安の向上につながっているとは言い難く、依然、死傷者を伴う災害が発生している。

このような状況を踏まえ、災害防止において鉱業が他の産業の模範となるべく、各鉱山の実情に即した保安に係るマネジメントシステム（以下「鉱山保安マネジメントシステム」という。）の構築と有効性向上への自主的取組を促進するための支援を国は重点的に実施するとともに、鉱業権者、鉱山労働者を始めとする関係者の努力を継続・促進するため、また重大災害等に直結する露天掘採場の残壁対策や坑内の保安対策の推進、粉じん防止対策を含む作業環境の整備等の基盤的な保安対策に万全を期すため、ここに鉱業労働災害防止のための主要な対策に関する事項を示すものとする。

1　計画の期間

この計画は、平成二十五年度を初年度とし、平成二十九年度を目標年度とする五年間の計画とする。ただし、この計画期間中に特別の事情が生じた場合は、必要に応じ計画の見直しを行うものとする。

2　計画の目標

各鉱山においては、災害を撲滅させることを目指す。

全鉱山における災害の発生状況として、計画期間の五年間の平均で、次の指標を達成することを目標とする。

指標一：災害を減少させる観点から、度数率〇・八五以下（過去五年間の実績に比し三十パーセント以上の減少に相当）

指標二：重篤な災害を減少させる観点から、強度率〇・三五以下（過去五年間の実績に比し三十五パーセント以上の減少に相当）

これらを達成するため、国は、鉱山保安マネジメントシステムについて、具体的な実施方法や優良事例の情報提供等を推進することにより、その定着度・有効度を着実に向上させるための施策を重点的に推進するものとする。

3　鉱山災害防止のための主要な対策事項

鉱山災害の根絶という最終目標を達成するためには、鉱業権者、鉱山労働者を始めとする関係者及び国が一体となり、保安水準の向上に向けた取組を継続的に実施していくことが必要である。このため、国は、鉱山災害防止について本計画を長期的視点に立って策定し、自ら講ずるべき施策を明らかにするとともに、鉱山災害防止の実施主体である鉱業権者、鉱山労働者を始めとする関係者において取り組むことが求められる事項を、以下に主要な対策事項として示す。